

川掛金に関すること

Q1 保険料や掛金の額はどのように決めるのですか？

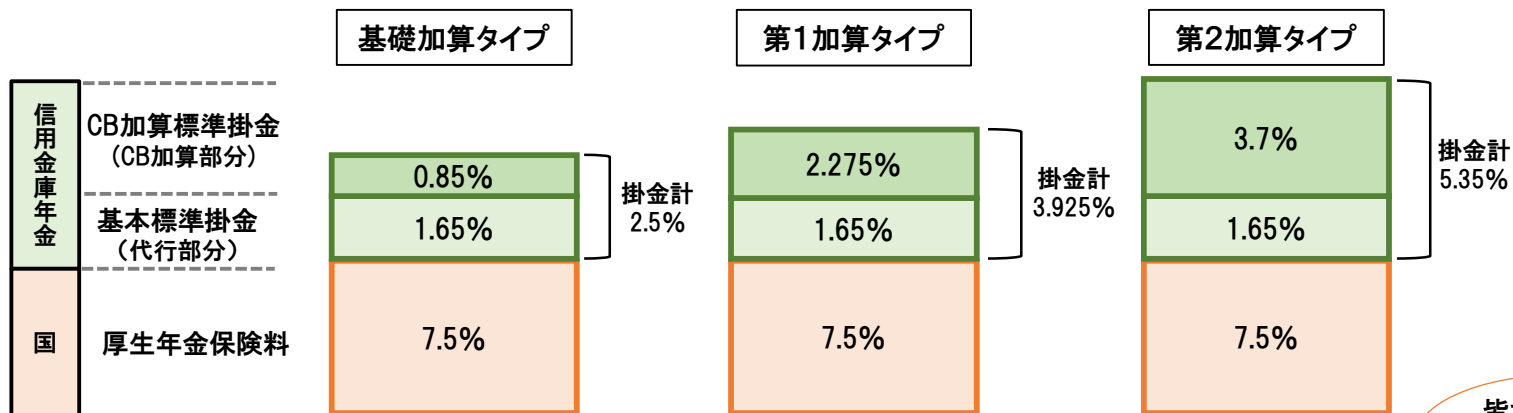
A1

加入員の方は、毎月の給料と賞与から国には厚生年金保険料を、当基金には掛金を納めています。保険料と掛金額は、毎月の給料をもとにした標準報酬月額（基金では報酬標準給与）と賞与をもとにした標準賞与額（基金では賞与標準給与）に保険料率、掛金率を乗じてそれぞれ算出されます。

標準報酬月額（報酬標準給与）：4、5、6月の給料の平均をもとに32に区分された等級に当てはめたもので、毎年9月に定期的に等級の見直しを行います（定時決定）。なお、報酬が大幅に変動になったときにはその都度見直しを行います（随時改定）。

標準賞与額（賞与標準給与）：1回あたりの賞与の額（1,000円未満の額は切り捨て）で150万円が上限です。

加入員が負担する厚生年金保険料率、掛金率（令和4年4月現在）



- ※ 上記のほかに、事務費掛金(0.05%)を給料から負担します。
- ※ 給付の厚みが高い順に、第2加算、第1加算、基礎加算と3つの加入タイプがあります。
- ※ 加入タイプは事業所毎に異なりますので、勤め先のご担当者様にご照会ください。
- ※ ご自身が負担する厚生年金保険料や掛金額は、給料や賞与の支給明細書の控除欄でご確認ください。
- ※ 賞与から納めるのは、国の厚生年金保険料と当基金の基本標準掛金です。

皆さんが負担する掛金は**非課税**です。

